

2022年9月2日現在

成田空港検疫所

9月7日から適用される水際措置に係るお知らせ

令和4年8月25日に新型コロナウイルス感染症に関する水際措置の見直しの詳細が公表されました。

概要は次のとおりです。

1. 出国前検査証明提示の見直し

令和4年9月7日午前0時（日本時間）から、日本政府が定めたワクチンを3回以上接種したことを記す、有効な証明書を保持している全ての帰国者・入国者については、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めないこととします。

措置の詳細は、「水際対策強化に係る新たな措置（31）」を参照してください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000980075.pdf>

9月7日以降、入国時の検疫手続を円滑に行うためのポイントをお知らせします。

1. ファストトラック※を利用して、ご自身が受けられた新型コロナウイルスに対するワクチンの接種証明書など、必要な情報を登録します。（事前に有効なワクチン接種証明書であることの確認ができますので、日本行きフライトに搭乗する1週間前を目処に、ゆとりをもって準備されることをお勧めします。）

※ファストトラックとは、日本入国前に、MySOS Web または MySOS アプリで、あらかじめ検疫手続の一部を済ませておくものです。詳細はこちらをご確認ください。

<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>

2. 有効なワクチン接種証明書をお持ちでない場合は、現地出国前72時間以内に検体を採取した新型コロナウイルス検査の陰性結果の証明書の登録が必要となりますので、十分注意してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

3. ファストトラックで必要な項目の入力とワクチン接種証明書又は検査証明書の確認が完了し、入国時の検査と入国後の待機が不要な場合には、MySOS の画面が『青色』になります。画面が『青色』の入国者は、成田空港到着時の検疫手続を短時間で終了することができますので、ファストトラックの利用をお勧めします。

4. ファストトラックをご利用にならない場合は、成田空港到着後に書類の作成・確認が必要となり、検疫手続に時間がかかります。また、画面が『青色』でない方は、書類確認が必要となります。
5. 日本入国前14日間に滞在した国や地域によっては、有効な新型コロナウイルス陰性結果証明書をお持ちであっても、成田空港検疫所で新型コロナウイルス検査を受け、陰性を確認する必要があります。検査受検の結果、乗り継ぎ便等のスケジュールに間に合わない場合、ご自身の責で変更手続が必要となりますのでご注意ください。なお、検査結果が陽性の場合は、検疫所長指定の療養施設で所定の期間、療養していただきます。
6. 有効なワクチン接種証明書又は検査証明書のいずれも提示できない方は、検疫法に基づき、原則として日本への上陸が認められません。また、出発国において搭乗前にワクチン接種証明書又は検査証明書のいずれも所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されますのでご注意ください。
7. 有効なワクチン接種証明書の条件はこちらをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html